



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年5月21日金曜日 第208号

◇ 目 次 ◇ 告 示

自衛官候補生の採用試験..... (総務管理課) ... 748

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の一部改正..... (人事課) ... 748

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の一部改正..... (") ... 749

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 750

指定医療機関の変更..... (") ... 750

指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 750

医療機関(指定訪問看護事業者等)の指定..... (") ... 751

介護機関(居宅介護事業者)の指定..... (") ... 751

指定医療機関(指定訪問看護事業者等)の廃止の届出..... (") ... 751

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出..... (") ... 751

指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出..... (") ... 751

指定介護機関(介護予防事業者)の廃止の届出..... (") ... 752

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 752

農業委員会交付金等交付規程の一部改正..... (農政課農地・担い手対策室) ... 752

土地改良事業の工事の完了..... (農地整備課) ... 755

肥料登録有効期間の更新..... (農産園芸課) ... 755

水防警報を行う河川の指定の一部改正..... (河川課) ... 755

土砂災害警戒区域の指定..... (砂防課) ... 756

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (") ... 757

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ... 763

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し..... (会計課) ... 764

愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... (") ... 764

土地改良区役員の就退任の届出(4件)..... (東予地方局農村整備課) ... 764

土地改良区の定款変更の認可(4件)..... (") ... 765

道路の区域変更(県道壬生川新居浜野田線外)..... (東予地方局管理課) ... 765

開発行為に関する工事の完了(2件)..... (中予地方局建築指導課) ... 766

公安委員会規則

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則..... (警察本部警務課) ... 766

告 示

○愛媛県告示第670号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

試験期日	試験場の位置	試験場の名称	担当区域
(男子・女子) 令和3年5月29日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第671号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額(平成5年4月愛媛県告示第576号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）に係る補償基礎額並びに同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の2第1項及び第5条の3第1項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の左欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる額及び同表の右欄に掲げる額とする。		
年齢階層	最低限度額	最高限度額	年齢階層	最低限度額	最高限度額
20歳未満	5,081円	13,384円	20歳未満	4,981円	13,342円
20歳以上25歳未満	5,589円	13,384円	20歳以上25歳未満	5,543円	13,342円
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円	25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円	30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円	35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円	40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円	45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円	50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円	55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円	60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円	65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円
70歳以上	3,970円	13,384円	70歳以上	3,970円	13,342円

○愛媛県告示第672号

愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額（平成8年5月愛媛県告示第748号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の規定に基づき知事が定める金額の規定は、令和3年4月1日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。			愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2の知事が定める金額は、次の表の左欄に掲げる介護を要する状態の区分に応じ、同表の中欄に掲げる介護を受けた日の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる金額とする。		
介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額	介護を要する状態の区分	介護を受けた日の区分	金 額
常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その	常時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その

	るとき（2に掲げる場合を除く。）。	額が171,650円を超えるときは、171,650円）		るとき（2に掲げる場合を除く。）。	額が166,950円を超えるときは、166,950円）
	2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が73,090円以下であるときに限る。）。	月額73,090円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）		2 一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が72,990円以下であるときに限る。）。	月額72,990円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額）
随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が85,780円を超えるときは、85,780円）	随時介護を要する状態	1 一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（2に掲げる場合を除く。）。	その月における介護に要する費用として支出された費用の額（その額が83,480円を超えるときは、83,480円）
	2 省略			2 省略	

○愛媛県告示第673号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
こころの診療所 いぶき	四国中央市下柏町755番2	令和3年3月8日
チェリー薬局 労災前店	新居浜市南小松原町13-35	令和3年4月1日
トミオカ薬局	西条市大町102番地1	令和3年4月1日
薬寿調剤薬局	八幡浜市保内町川之石1番耕地42番1	令和3年4月1日

○愛媛県告示第674号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から名称を次のように変更した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更年月日
（変更後） 辻整形外科クリニック	東温市北方2880番地1	令和3年4月1日
（変更前） 白岡整形外科		

○愛媛県告示第675号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
亀井小児科	大洲市東大洲17番地	令和3年3月30日
医療法人河本会河本医院	新居浜市新須賀町四丁目5番36号	令和3年3月31日
大洲市豊茂診療所	大洲市豊茂甲536番地の1	令和3年3月31日
ごうお小児科医院	大洲市西大洲甲1293-8	令和3年3月31日
佐々木内科医院	新居浜市萩生737-12	令和3年3月31日
そがめ薬局 福武店	西条市大町102番地1	令和3年3月31日
つばめ調剤薬局	今治市常盤町七丁目3番9号	令和3年3月31日
薬寿調剤薬局	八幡浜市保内町川之石1番耕地42番1	令和3年3月31日
吉本循環器科内科	今治市旭町一丁目3-6	令和3年3月31日

○愛媛県告示第676号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社翔	北宇和郡鬼北町大字吉波455番地	希望の風 訪問看護ステーション	北宇和郡鬼北町大字吉波455番地	令和3年2月1日
セントケア四国株式会社	香川県高松市中新町11番地1	セントケア訪問看護ステーション八幡浜	八幡浜市江戸岡一丁目8番5号 マルマビル1階	令和3年4月1日

○愛媛県告示第677号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
株式会社東京ネーランドえひめ	新居浜市西の土居町一丁目3番28号	ファイトえひめ	新居浜市西の土居町一丁目3番28号	令和3年2月1日

○愛媛県告示第678号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関（指定訪問看護事業者等）から、指定訪問看護事業等を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る指定訪問看護事業等を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
公益財団法人正光会	宇和島市柿原1280番地	訪問看護ステーション御荘	南宇和郡愛南町御荘平山846番地	令和3年3月31日

○愛媛県告示第679号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和3年3月31日

○愛媛県告示第680号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
今治立花農業協同組合	今治市北鳥生町三丁目3番14号	J A今治立花居宅介護支援事業所	今治市立花町四丁目5番26号	令和3年1月31日

○愛媛県告示第681号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る介護予防事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
独立行政法人地域医療機能推進機構	東京都港区高輪三丁目22番12号	独立行政法人地域医療機能推進機構宇和島病院	宇和島市賀古町二丁目1番37号	令和3年3月31日

○愛媛県告示第682号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

名称	所在地	開設者名	認定の有効期限
宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町2丁目6番24号	医療法人沖縄徳洲会	令和6年5月20日まで

○愛媛県告示第683号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、令和3年度分の交付金、負担金及び補助金から適用する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事業遅延等の場合の報告）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、第1項の規定により知事の指示を求める場合であつて、歳出予算額又は支出予算額の繰越しを必要とするときは、知事が別に定める繰越承認申請書の提出をもつて前項の報告書の提出に代えることができる。</p> <p>（財産の管理）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、交付金又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町若しくは農業委員会ネットワーク機構が交付金若しくは補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間 _____ を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>（区分経理、調書の作成及び帳簿書類の備付け）</p>	<p>（事業遅延等の場合の報告）</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>（財産の管理）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 市町又は農業委員会ネットワーク機構は、前項の財産のうちその取得価格又は効用の増加価格の単価が50万円を超える機械及び器具を、知事の承認を受けないで、交付金又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市町又は _____ 農業委員会ネットワーク機構が交付金又は _____ 補助金の全部に相当する金額を県に納付した場合又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に規定のない財産については、知事が定める期間）を経過した場合は、この限りでない。</p> <p>（区分経理 _____ 及び帳簿書類の備付け）</p>

第13条 省略

2・3 省略

4 前2項の規定に基づき作成し、又は保存すべき書類は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により作成し、又は保存することができる。

様式第1号の(1)(第3条関係)

省略

市町長 —

省略

様式第1号の(2)(第3条関係)

省略

(代表者役職氏名) —

省略

注 省略

様式第2号の(2)(第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)~(6) 省略

(7) 農業委員会へのタブレット端末の貸出し

農業委員会名	貸出回数	貸出期間	利用目的

注 「利用目的」の欄は、総会、研修等当該タブレット端末を利用する具体的な業務を記載すること。

2~4 省略

5 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農業委員会等に対する支援	円	円	
うち農業委員会へのタブレット端末の貸出し			
省略			

注 省略

様式第4号の(1)(第5条関係)

省略

省略 市町長 —

注 省略

様式第4号の(2)(第5条関係)

省略

省略 (代表者役職氏名) —

注 省略

様式第5号の(1)(第5条関係)

省略

市町長 —

省略

様式第5号の(2)(第5条関係)

第13条 省略

2・3 省略

様式第1号の(1)(第3条関係)

省略

市町長 印

省略

様式第1号の(2)(第3条関係)

省略

(代表者役職氏名) 印

省略

注 省略

様式第2号の(2)(第3条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)~(6) 省略

2~4 省略

5 経費の内訳

項 目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農業委員会等に対する支援	円	円	
省略			

注 省略

様式第4号の(1)(第5条関係)

省略

省略 市町長 印

注 省略

様式第4号の(2)(第5条関係)

省略

省略 (代表者役職氏名) 印

注 省略

様式第5号の(1)(第5条関係)

省略

市町長 印

省略

様式第5号の(2)(第5条関係)

省略 (代表者役職氏名) —

省略

注 省略

様式第6号の(1) (第8条関係)

省略	市町長	—
省略		
省略		

注 省略

様式第6号の(2) (第8条関係)

省略	(代表者役職氏名)	—
省略		
省略		

注 省略

様式第7号の(1) (第9条関係)

省略 市町長 —

様式第7号の(2) (第9条関係)

省略 (代表者役職氏名) —

注 省略

様式第8号の(1) (第9条関係)

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

- 1 省略
 - 2 成果実績に応じた交付金関係
 - (1) 省略
 - (2) 年度(事業実施年度)における農地利用の最適化の状況
- ア~ウ 省略
- エ 農業委員会の活動による担い手の増加人数等

集積のうち		アの(B)の農地	
うち、非担い手から担い手になった人数	うち新規参入者の人数	地集積面積	うち農地中間管理機構が借り受けた農地面積
人	人	ha	ha

オ 遊休農地面積(年利用状況調査結果)

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B/(A+C))	利用意向調査面積(E)
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)		
ha	ha	ha	%	ha

注 省略

3 省略

省略 (代表者役職氏名) 印

省略

注 省略

様式第6号の(1) (第8条関係)

省略	市町長	印
省略		
省略		

注 省略

様式第6号の(2) (第8条関係)

省略	(代表者役職氏名)	印
省略		
省略		

注 省略

様式第7号の(1) (第9条関係)

省略 市町長 印

様式第7号の(2) (第9条関係)

省略 (代表者役職氏名) 印

注 省略

様式第8号の(1) (第9条関係)

別紙1 農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務に要する経費(農地利用最適化交付金)に係る事業

- 1 省略
 - 2 成果実績に応じた交付金関係
 - (1) 省略
 - (2) 年度(事業実施年度)における農地利用の最適化の状況
- ア~ウ 省略

エ 遊休農地面積(年利用状況調査結果)

耕地面積(A)	遊休農地面積(B)		遊休農地率(B/(A+C))
	1号遊休農地(C)	2号遊休農地(D)	
ha	ha	ha	%

注 省略

3 省略

別紙2～別紙5 省略

様式第8号の(2)(第9条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) 省略

(7) 農業委員会へのタブレット端末の貸出し

農業委員会名	貸出回数	貸出期間	利用実績

注 「利用実績」の欄は、総会、研修等当該タブレット端末を利用した具体的な業務を記載すること。

2～4 省略

5 経費の内訳

項目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農業委員会等に対する支援	円	円	
うち農業委員会へのタブレット端末の貸出し			
省略			

注 省略

別紙2～別紙5 省略

様式第8号の(2)(第9条関係)

省略

別紙 広域的な農地利用調整活動等への支援事業

1 農業委員会等に対する支援

(1)～(6) 省略

2～4 省略

5 経費の内訳

項目	総事業費	うち交付金額	経費内訳
1 農業委員会等に対する支援	円	円	
省略			

注 省略

○愛媛県告示第684号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の3第3項の規定により公告する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	久万高原地区(久万高原町)	平成28年3月23日
農業用排水施設整備事業	久万高原地区(久万高原町)	平成30年3月25日
暗渠排水事業	久万高原地区(久万高原町)	平成30年4月23日

○愛媛県告示第685号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
令和9年6月9日	愛媛県第1194号	魚かす粉末	魚かす粉末7号	窒素全量7.0 りん酸全量6.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4
令和9年6月9日	愛媛県第1195号	魚かす粉末	魚かす粉末8号	窒素全量8.0 りん酸全量5.0	該当無し	有限会社上田産業 愛媛県八幡浜市八代664番地4

○愛媛県告示第686号

水防警報を行う河川の指定(平成20年10月愛媛県告示第1449号)の一部を次のように改正する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
水系名	河川名	区間	水系名	河川名	区間
省略			省略		
同	同	省略	同	同	省略
立間川	立間川	左岸 宇和島市吉田町立間(雪森橋上流70メートル)から海まで			

	右岸 宇和島市吉田町立間(雪森橋 上流70メートル)から 海まで
省略	

省略	

○愛媛県告示第687号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
護摩谷北川 205 - 1016	新居浜市阿島3丁目・阿島4丁目(次の図のとおり)	土石流
護摩谷川 205 - 1017	新居浜市阿島3丁目・阿島4丁目(次の図のとおり)	土石流
東山田川 205 - 1074	新居浜市星越町・金子(次の図のとおり)	土石流
小女郎谷川 205 - 1075	新居浜市星越町・金子(次の図のとおり)	土石流
土ヶ谷川 205 - 1082	新居浜市磯浦町(次の図のとおり)	土石流
東谷川 205 - 1083 - 2	新居浜市新居乙・磯浦町(次の図のとおり)	土石流
西大谷川 205 - 1088 - 1	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流
宮ノ谷川 205 - 2006	新居浜市阿島・荷内町(次の図のとおり)	土石流

郷第二川 205 - 2016	新居浜市郷4丁目(次の図のとおり)	土石流
清水谷川 205 - 2019	新居浜市船木(次の図のとおり)	土石流
丹谷川左支川 205 - 2030	新居浜市秋生(次の図のとおり)	土石流
王子川 205 - 2033	新居浜市金子・星越町(次の図のとおり)	土石流
土ヶ谷川右支川 205 - 2034	新居浜市磯浦町(次の図のとおり)	土石流
古江池南川 205 - J 003 - 2	新居浜市大島(次の図のとおり)	土石流
古江池南川 205 - J 003 - 3	新居浜市大島(次の図のとおり)	土石流
荷内第一川 205 - J 004	新居浜市阿島・荷内町(次の図のとおり)	土石流
龍王谷川 205 - J 018 - 2	新居浜市神郷1丁目・神郷2丁目(次の図のとおり)	土石流
観音原第二川 205 - J 021	新居浜市東田1丁目・観音原町(次の図のとおり)	土石流
東田第二川 205 - J 035	新居浜市東田1丁目・東田3丁目(次の図のとおり)	土石流
北河川西川 205 - J 038	新居浜市大生院(次の図のとおり)	土石流

北河川 205 - J 040 - 1	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流
東大谷川 205 - J 044	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流
道面 205 - J - 56	新居浜市船木 (次の図のとおり)	地滑り
渡瀬 205 - J - 57	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	地滑り
ツガン谷 205 - J - 58	新居浜市立川町・大永山 (次の図のとおり)	地滑り
大野山 205 - J - 59	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	地滑り
東平 205 - J - 47 8	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	地滑り
金子山 205 - J - 47 9	新居浜市金子・西の土居2丁目・滝の宮町 (次の図のとおり)	地滑り
萩生 205 - J - 48 0	新居浜市萩生 (次の図のとおり)	地滑り
竹ガ市 303 - J - 50	新居浜市別子山竹ヶ市・別子山成 (次の図のとおり)	地滑り
大湯 303 - J - 51	新居浜市大湯山・別子山小美野・別子山芋野 (次の図のとおり)	地滑り
芋野 303 - J - 52	新居浜市別子山芋野・別子山肉淵・別子山瓜生 (次の図のとおり)	地滑り

瓜生野 303 - J - 53	新居浜市別子山芋野・別子山肉淵・別子山瓜生 (次の図のとおり)	地滑り
立川山 205 - R - 00 1	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	地滑り
竹ヶ市 303 - NK - 83	新居浜市別子山竹ヶ市・別子山成 (次の図のとおり)	地滑り
葛籠尾 303 - NS - 77	新居浜市別子山登美野・別子山葛籠尾・山瀬場 (次の図のとおり)	地滑り
瀬場 303 - R - 00 1	新居浜市別子山瀬場 (次の図のとおり)	地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第688号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
垣生 205 - - 6 (2)	新居浜市垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生 205 - - 6 (2)	新居浜市垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西の土居 205 - - 14 (2)	新居浜市西の土居町2丁目・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西の土居 205 - - 14 (2)	新居浜市西の土居町2丁目・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

大島西之町A 205 - 65 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大島西之町A 205 - 65 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大島西之町C 205 - 67 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大島西之町C 205 - 67 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大島西之町D 205 - 68 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大島西之町D 205 - 68 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大島宮ノ谷 205 - 69 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大島宮ノ谷 205 - 69 (1)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒島A 205 - 78 (1)	新居浜市黒島 2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒島A 205 - 78 (1)	新居浜市黒島 2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣生C 205 - 88 (1)	新居浜市垣生 ・垣生4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生C 205 - 88 (1)	新居浜市垣生 ・垣生4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
本村 205 - 105 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	本村 205 - 105 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
自然の家 205 - 132 (1)	新居浜市立川町・大永山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	自然の家 205 - 132 (1)	新居浜市立川町・大永山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
磯浦 205 - 2 (1)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	磯浦 205 - 2 (1)	新居浜市磯浦町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣生 205 - 2 (2)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生 205 - 2 (2)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越A 205 - 3 (1)	新居浜市星越町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越A 205 - 3 (1)	新居浜市星越町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
大東 205 - 3 (2)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大東 205 - 3 (2)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越B 205 - 4 (1)	新居浜市星越町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越B 205 - 4 (1)	新居浜市星越町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芳谷 205 - 4 (2)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	芳谷 205 - 4 (2)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

三杭 205 - 6 (2)	新居浜市阿島 2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	三杭 205 - 6 (2)	新居浜市阿島 2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西の土居 205 - 8 (1)	新居浜市西の土居 2丁目・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西の土居 205 - 8 (1)	新居浜市西の土居 2丁目・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝の宮A 205 - 9 (1)	新居浜市滝の宮町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	滝の宮A 205 - 9 (1)	新居浜市滝の宮町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝の宮B 205 - 10 (1)	新居浜市滝の宮町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	滝の宮B 205 - 10 (1)	新居浜市滝の宮町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣生A 205 - 11 (1)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生A 205 - 11 (1)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣生B 205 - 12 (1)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生B 205 - 12 (1)	新居浜市垣生 ・垣生3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多喜浜 205 - 13 (1)	新居浜市多喜浜 6丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	多喜浜 205 - 13 (1)	新居浜市多喜浜 6丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒島 205 - 14 (1)	新居浜市黒島 2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒島 205 - 14 (1)	新居浜市黒島 2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島A 205 - 15 (1)	新居浜市多喜浜 5丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島A 205 - 15 (1)	新居浜市多喜浜 5丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島B 205 - 16 (1)	新居浜市阿島 ・阿島3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島B 205 - 16 (1)	新居浜市阿島 ・阿島3丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島C 205 - 17 (1)	新居浜市阿島 ・阿島4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島C 205 - 17 (1)	新居浜市阿島 ・阿島4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島D 205 - 19 (1)	新居浜市阿島 ・荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島D 205 - 19 (1)	新居浜市阿島 ・荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山根A 205 - 20 (1)	新居浜市山根町・大永山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	山根A 205 - 20 (1)	新居浜市山根町・大永山 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

立川山A 205 - 21 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立川山A 205 - 21 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立川山B 205 - 22 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立川山B 205 - 22 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立川山C 205 - 23 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立川山C 205 - 23 (1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
高山 205 - 25 (1)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	高山 205 - 25 (1)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
落神 205 - 26 (1)	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	落神 205 - 26 (1)	新居浜市落神町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷A 205 - 12 01(1)	新居浜市郷 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	郷A 205 - 12 01(1)	新居浜市郷 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷B 205 - 12 02(1)	新居浜市郷・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	郷B 205 - 12 02(1)	新居浜市郷・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷C 205 - 12 03(1)	新居浜市郷・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	郷C 205 - 12 03(1)	新居浜市郷・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
郷D 205 - 12 04(1)	新居浜市楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	郷D 205 - 12 04(1)	新居浜市楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立川山D 205 - 12 05(1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立川山D 205 - 12 05(1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
立川山E 205 - 12 06(1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	立川山E 205 - 12 06(1)	新居浜市立川町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島 205 - 12 07(1)	新居浜市阿島・荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島 205 - 12 07(1)	新居浜市阿島・荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島E 205 - 12 08(1)	新居浜市阿島・多喜浜5丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島E 205 - 12 08(1)	新居浜市阿島・多喜浜5丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠崎A 205 - 12 09(1)	新居浜市郷・楠崎1丁目・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	楠崎A 205 - 12 09(1)	新居浜市郷・楠崎1丁目・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
楠崎B 205 - 12 10(1)	新居浜市郷・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	楠崎B 205 - 12 10(1)	新居浜市郷・楠崎2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木 205 - 12 11(1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木 205 - 12 11(1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越 205 - 1 (1)	新居浜市星越町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越 205 - 1 (1)	新居浜市星越町・金子 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木A 205 - 2 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木A 205 - 2 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
黒島 205 - 3 (1)	新居浜市黒島2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	黒島 205 - 3 (1)	新居浜市黒島2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島A 205 - 4 (1)	新居浜市阿島・荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島A 205 - 4 (1)	新居浜市阿島・荷内町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
多喜浜 205 - 5 (1)	新居浜市阿島・多喜浜5丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	多喜浜 205 - 5 (1)	新居浜市阿島・多喜浜5丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
阿島B 205 - 6 (1)	新居浜市阿島・阿島4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	阿島B 205 - 6 (1)	新居浜市阿島・阿島4丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光明寺 205 - 7 (1)	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	光明寺 205 - 7 (1)	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木B 205 - 8 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木B 205 - 8 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
船木C 205 - 9 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	船木C 205 - 9 (1)	新居浜市船木 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
秋生 205 - 10 (1)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	秋生 205 - 10 (1)	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
銀杏ノ木A 205 - 11 (1)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	銀杏ノ木A 205 - 11 (1)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
銀杏ノ木B 205 - 12 (1)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	銀杏ノ木B 205 - 12 (1)	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

保土野 303 - 61 (1)	新居浜市別子山保土野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	保土野 303 - 61 (1)	新居浜市別子山保土野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	肉 淵 (東) 303 - 14 (1)	新居浜市肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	肉 淵 (東) 303 - 14 (1)	新居浜市肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
芋野 303 - 1 (1)	新居浜市別子山芋野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	芋野 303 - 1 (1)	新居浜市別子山芋野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	肉 淵 (中) 303 - 15 (1)	新居浜市肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	肉 淵 (中) 303 - 15 (1)	新居浜市肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
瓜生野 303 - 2 (1)	新居浜市別子山瓜生野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	瓜生野 303 - 2 (1)	新居浜市別子山瓜生野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	草原 303 - 16 (1)	新居浜市草原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	草原 303 - 16 (1)	新居浜市草原 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
肉淵B 303 - 3 (1)	新居浜市別子山肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	肉淵B 303 - 3 (1)	新居浜市別子山肉淵 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	谷内 303 - 17 (1)	新居浜市谷内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷内 303 - 17 (1)	新居浜市谷内 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
床鍋B 303 - 4 (1)	新居浜市別子山床鍋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	床鍋B 303 - 4 (1)	新居浜市別子山床鍋 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	葛箆尾 303 - 18 (1)	新居浜市葛箆尾 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	葛箆尾 303 - 18 (1)	新居浜市葛箆尾 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
弟地B 303 - 5 (1)	新居浜市別子山弟地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	弟地B 303 - 5 (1)	新居浜市別子山弟地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	筏津 303 - 19 (1)	新居浜市筏津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	筏津 303 - 19 (1)	新居浜市筏津 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
弟地C 303 - 6 (1)	新居浜市別子山弟地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	弟地C 303 - 6 (1)	新居浜市別子山弟地 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大湯 303 - 1 (1)	新居浜市大湯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	大湯 303 - 1 (1)	新居浜市大湯 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
竹ヶ市 303 - 7 (1)	新居浜市別子山竹ヶ市 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	竹ヶ市 303 - 7 (1)	新居浜市別子山竹ヶ市 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	大島第一川 205 - 1003	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	大島第一川 205 - 1003	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
横道 303 - 8 (1)	新居浜市別子山横道 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	横道 303 - 8 (1)	新居浜市別子山横道 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	垣生第一川 205 - 1006	新居浜市垣生 3丁目 (次の図のとおり)	土石流	垣生第一川 205 - 1006	新居浜市垣生 3丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
谷 303 - 9 (1)	新居浜市別子山谷 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	谷 303 - 9 (1)	新居浜市別子山谷 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	垣生第四川 205 - 1008	新居浜市垣生 3丁目 (次の図のとおり)	土石流	垣生第四川 205 - 1008	新居浜市垣生 3丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東宮 (北) 303 - 10 (1)	新居浜市別子山東宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東宮 (北) 303 - 10 (1)	新居浜市別子山東宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	客谷川 205 - 1047	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	客谷川 205 - 1047	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東宮 (南) 303 - 11 (1)	新居浜市別子山東宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東宮 (南) 303 - 11 (1)	新居浜市別子山東宮 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	山根東川 205 - 1059	新居浜市山根町 西連寺町 2丁目・篠場町 ・中筋町 2丁目 (次の図のとおり)	土石流	山根東川 205 - 1059	新居浜市山根町 西連寺町 2丁目・篠場町 ・中筋町 2丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小美野 (東) 303 - 12 (1)	新居浜市別子山小美野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小美野 (東) 303 - 12 (1)	新居浜市別子山小美野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	真光寺南谷 205 - 1071	新居浜市秋生 ・滝の宮野 (次の図のとおり)	土石流	真光寺南谷 205 - 1071	新居浜市秋生 ・滝の宮野 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
小美野 (中) 303 - 13 (1)	新居浜市別子山小美野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	小美野 (中) 303 - 13 (1)	新居浜市別子山小美野 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり							

西山田川 205 - 1077	新居浜市 星越子 (次の 図のと あり)	土石流	西山田川 205 - 1077	新居浜市 星越子 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	北谷川 205 - 2017 - 1	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	北谷川 205 - 2017 - 1	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
東谷川 205 - 1083 - 1	新居浜市 新居乙・ 磯浦町 (次の 図のと あり)	土石流	東谷川 205 - 1083 - 1	新居浜市 新居乙・ 磯浦町 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	北谷川 205 - 2017 - 2	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	北谷川 205 - 2017 - 2	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
西大谷川 205 - 1088 - 2	新居浜市 大生院 (次の 図のと あり)	土石流	西大谷川 205 - 1088 - 2	新居浜市 大生院 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	北谷川 205 - 2017 - 3	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	北谷川 205 - 2017 - 3	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
垣生第三川 205 - 2001	新居浜市 垣生3丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	垣生第三川 205 - 2001	新居浜市 垣生3丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	北谷川 205 - 2017 - 4	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	北谷川 205 - 2017 - 4	新居浜市 光明寺2丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
垣生第五川 205 - 2002 - 1	新居浜市 垣生4丁 目・垣生 5丁目 (次の 図のと あり)	土石流	垣生第五川 205 - 2002 - 1	新居浜市 垣生4丁 目・垣生 5丁目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	長川 205 - 2020	新居浜市 船木 (次の 図のと あり)	土石流	長川 205 - 2020	新居浜市 船木 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
垣生第五川 205 - 2002 - 2	新居浜市 垣生4丁 目・垣生 5丁目 (次の 図のと あり)	土石流	垣生第五川 205 - 2002 - 2	新居浜市 垣生4丁 目・垣生 5丁目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	長野第一川 205 - 2021	新居浜市 船木 (次の 図のと あり)	土石流	長野第一川 205 - 2021	新居浜市 船木 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
垣生第六川 205 - 2003	新居浜市 垣生5丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	垣生第六川 205 - 2003	新居浜市 垣生5丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	八方谷川 205 - 2023	新居浜市 船木 (次の 図のと あり)	土石流	八方谷川 205 - 2023	新居浜市 船木 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
荷内第七川 205 - 2009	新居浜市 阿島2丁 目・荷内 町 (次の 図のと あり)	土石流	荷内第七川 205 - 2009	新居浜市 阿島2丁 目・荷内 町 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	山田東谷川 205 - 2025	新居浜市 大永山・ 山田町・ 篠場町 (次の 図のと あり)	土石流	山田東谷川 205 - 2025	新居浜市 大永山・ 山田町・ 篠場町 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
西長谷川 205 - 2010	新居浜市 阿島4丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	西長谷川 205 - 2010	新居浜市 阿島4丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	高尾川 205 - 2026 - 1	新居浜市 大永山・ 上原4丁 目・上原 3丁目・ 上原2丁 目・上原 1丁目・ 中丁目 (次の 図のと あり)	土石流	高尾川 205 - 2026 - 1	新居浜市 大永山・ 上原4丁 目・上原 3丁目・ 上原2丁 目・上原 1丁目・ 中丁目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
宮の谷川 205 - 2011	新居浜市 阿島3丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	宮の谷川 205 - 2011	新居浜市 阿島3丁 目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	高尾川 205 - 2026 - 2	新居浜市 大永山・ 上原4丁 目・上原 3丁目・ 上原2丁 目・上原 1丁目・ 中丁目 (次の 図のと あり)	土石流	高尾川 205 - 2026 - 2	新居浜市 大永山・ 上原4丁 目・上原 3丁目・ 上原2丁 目・上原 1丁目・ 中丁目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
又野郷川 205 - 2013	新居浜市 郷崎1丁 目・又野 3丁目 (次の 図のと あり)	土石流	又野郷川 205 - 2013	新居浜市 郷崎1丁 目・又野 3丁目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり	高尾川 205 - 2026 - 3	新居浜市 大永山・ 上原4丁 目・上原 3丁目・ 上原2丁 目・上原 1丁目・ 中丁目 (次の 図のと あり)	土石流	高尾川 205 - 2026 - 3	新居浜市 大永山・ 上原4丁 目・上原 3丁目・ 上原2丁 目・上原 1丁目・ 中丁目 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり
明見谷川 205 - 2015	新居浜市 郷崎3丁 目・清住 町 (次の 図のと あり)	土石流	明見谷川 205 - 2015	新居浜市 郷崎3丁 目・清住 町 (次の 図のと あり)	土石流	次の図のと あり							

	原2丁 原1丁 原4丁 原村目 (次の 図のと おり)			原2丁 原1丁 原4丁 原村目 (次の 図のと おり)		
床の谷 川 205 - 2027	新居浜 市大永 生 (次の 図のと おり)	土石流	床の谷 川 205 - 2027	新居浜 市大永 生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中秋第 一川 205 - 2028	新居浜 市秋生 (次の 図のと おり)	土石流	中秋第 一川 205 - 2028	新居浜 市秋生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
百谷川 205 - 2029	新居浜 市秋生 (次の 図のと おり)	土石流	百谷川 205 - 2029	新居浜 市秋生 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
小女郎 谷川左 支川 205 - 2031	新居浜 市金子 ・星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	小女郎 谷川左 支川 205 - 2031	新居浜 市金子 ・星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東星越 谷川東 川 205 - 2032	新居浜 市金子 ・星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	東星越 谷川東 川 205 - 2032	新居浜 市金子 ・星越 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
岩鍋第 一川 205 - 2035	新居浜 市磯浦 町 (次の 図のと おり)	土石流	岩鍋第 一川 205 - 2035	新居浜 市磯浦 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
渦井川 西支川 205 - 2037	新居浜 市大生 院 (次の 図のと おり)	土石流	渦井川 西支川 205 - 2037	新居浜 市大生 院 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
清水谷 川 205 - J001	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	清水谷 川 205 - J001	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古江池 北川 205 - J002 - 1	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	古江池 北川 205 - J002 - 1	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古江池 北川 205 - J002 - 2	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	古江池 北川 205 - J002 - 2	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
古江池 南川 205 - J003 - 1	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	古江池 南川 205 - J003 - 1	新居浜 市大島 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
鳥越川 205 - J005	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	鳥越川 205 - J005	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
鳥越川 左支川 205 - J006	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	鳥越川 左支川 205 - J006	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
荷内第 二川 205 - J007	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	荷内第 二川 205 - J007	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
荷内第 三川 205 - J008	新居浜 市阿島 ・荷内 町・四 国市土 居満 (次の 図のと おり)	土石流	荷内第 三川 205 - J008	新居浜 市阿島 ・荷内 町・四 国市土 居満 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
荷内第 四川 205 - J009	新居浜 市阿島 ・荷内 町・四 国市土 居満 (次の 図のと おり)	土石流	荷内第 四川 205 - J009	新居浜 市阿島 ・荷内 町・四 国市土 居満 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
荷内第 五川 205 - J010	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	荷内第 五川 205 - J010	新居浜 市阿島 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
荷内第 六川 205 - J011	新居浜 市阿島 ・阿島 2丁目 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	荷内第 六川 205 - J011	新居浜 市阿島 ・阿島 2丁目 ・荷内 町 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
向川 205 - J012	新居浜 市阿島 ・阿島 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流	向川 205 - J012	新居浜 市阿島 ・阿島 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東長谷 川 205 - J013 - 1	新居浜 市阿島 ・阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	東長谷 川 205 - J013 - 1	新居浜 市阿島 ・阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東長谷 川 205 - J013 - 2	新居浜 市阿島 ・阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	東長谷 川 205 - J013 - 2	新居浜 市阿島 ・阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中ノ名 第一川 205 - J014	新居浜 市阿島 ・阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	中ノ名 第一川 205 - J014	新居浜 市阿島 ・阿島 4丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
東浜第 二川 205 - J015	新居浜 市阿島 ・阿島 2丁目 ・阿島 3丁目 ・多喜 浜目 (次の 図のと おり)	土石流	東浜第 二川 205 - J015	新居浜 市阿島 ・阿島 2丁目 ・阿島 3丁目 ・多喜 浜目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
龍王谷 川 205 - J018 - 1	新居浜 市神郷 1丁目 ・神郷 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流	龍王谷 川 205 - J018 - 1	新居浜 市神郷 1丁目 ・神郷 2丁目 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

郷第一川 205 - J019	新居浜市郷4丁目 (次の図のとおり)	土石流	郷第一川 205 - J019	新居浜市郷4丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
観音原第一川 205 - J020	新居浜市観音原町 (次の図のとおり)	土石流	観音原第一川 205 - J020	新居浜市観音原町 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
光明寺第一川 205 - J022	新居浜市観音寺1丁目・光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	光明寺第一川 205 - J022	新居浜市観音寺1丁目・光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
光明寺第二川 205 - J023	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	光明寺第二川 205 - J023	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北谷川西川 205 - J024	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	北谷川西川 205 - J024	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北谷川中川 205 - J025	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	北谷川中川 205 - J025	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北谷川東川 205 - J026	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	北谷川東川 205 - J026	新居浜市光明寺2丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷川右支川第一川 205 - J027	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	真谷川右支川第一川 205 - J027	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷川右支川第二川 205 - J028	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	真谷川右支川第二川 205 - J028	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷川右支川第四川 205 - J030	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	真谷川右支川第四川 205 - J030	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷川右支川第五川 205 - J031	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	真谷川右支川第五川 205 - J031	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
真谷川右支川第六川 205 - J032	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	真谷川右支川第六川 205 - J032	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道面第一川 205 - J033	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	道面第一川 205 - J033	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
道面第三川 205 - J034	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	道面第三川 205 - J034	新居浜市船木 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

目ノ上第一川 205 - J037	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	土石流	目ノ上第一川 205 - J037	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北河川右支川 205 - J039 - 1	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	北河川右支川 205 - J039 - 1	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北河川右支川 205 - J039 - 2	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	北河川右支川 205 - J039 - 2	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
北河川 205 - J040 - 2	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	北河川 205 - J040 - 2	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
秋の台東谷川 205 - J041	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	土石流	秋の台東谷川 205 - J041	新居浜市秋生 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東大谷川右支川西川 205 - J042	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	東大谷川右支川西川 205 - J042	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
東大谷川右支川東川 205 - J043	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	東大谷川右支川東川 205 - J043	新居浜市大生院 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
余慶谷川 303 - 1117	新居浜市別子山余慶 (次の図のとおり)	土石流	余慶谷川 303 - 1117	新居浜市別子山余慶 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
一ノ谷川 303 - 2030	新居浜市別子山筏津 (次の図のとおり)	土石流	一ノ谷川 303 - 2030	新居浜市別子山筏津 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
保土野谷東川 303 - 2031	新居浜市別子山谷内 (次の図のとおり)	土石流	保土野谷東川 303 - 2031	新居浜市別子山谷内 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
中藪谷川 303 - 2032	新居浜市別子山肉淵 (次の図のとおり)	土石流	中藪谷川 303 - 2032	新居浜市別子山肉淵 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、東予地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第689号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画地区計画の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第690号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
今第 22号	今治市中浜町1丁目2番地7	指定金融機関 伊予銀行中浜支店	今治市中浜町1丁目2番地7	令和3年5月21日

○愛媛県告示第691号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定 番号	売 り さ ば き 人		変 更 事 項		変更許可 年月日
	住 所	氏 名 又 は 名 称	新	旧	
宇第 36号	宇和島市津島町岩松甲471番地 宇和島市津島支所内	指定金融機関 伊予銀行岩松支店	売りさばき人住所 宇和島市津島町岩松甲471番地 宇和島市津島支所内 売りさばき所 宇和島市津島町岩松甲471番地 宇和島市津島支所内	売りさばき人住所 宇和島市津島町岩松甲858番地第1 売りさばき所 宇和島市津島町岩松甲858番地第1	令和3年 5月10日

○愛媛県告示第692号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	日 野 正 一	西条市玉津315
"	越 智 敏 行	西条市玉津343 - 2
"	越 智 康 之	西条市玉津313
"	白 木 寿 和	西条市玉津280 - 5
"	川 上 広 士 良	西条市玉津404
"	星 加 憲 秀	西条市玉津317
監 事	矢 野 一 夫	西条市玉津397
"	越 智 健 治	西条市玉津648 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 鉄 馬	西条市玉津314
"	星 加 満 則	西条市玉津408
"	白 木 雅 章	西条市玉津369 - 1
"	浅 木 讓	西条市玉津197
"	矢 野 哲 也	西条市玉津279 - 4
"	矢 野 泰 利	西条市玉津283
監 事	星 加 幹 樹	西条市玉津284 - 2
"	越 智 敦	西条市玉津312

○愛媛県告示第693号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市岸之下土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末 永 洋 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	松 木 敏 幸	新居浜市萩生1234
"	三 並 清 継	新居浜市萩生114 - 6
"	真 鍋 英 記	新居浜市萩生1345
"	青 野 徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	秦 慎 吾	新居浜市萩生11 - 2
"	合 田 有 良	新居浜市萩生1408 - 3
"	守 谷 雄 二	新居浜市萩生1001 - 7
"	秦 和 夫	新居浜市本郷1 - 10 - 30
"	神 野 鉄 治	新居浜市大生院514
"	加 藤 弘 司	新居浜市大生院470 - 2
監 事	森 賀 直 文	新居浜市萩生1412 - 3
"	真 鍋 篤 俊	新居浜市萩生1347
"	伊 藤 慎 吾	新居浜市大生院487 - 3

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	森 賀 盾 雄	新居浜市萩生1095 - 1
"	松 木 敏 幸	新居浜市萩生1234

"	三並清継	新居浜市萩生114 - 6
"	真鍋英記	新居浜市萩生1345
"	青野徹	新居浜市萩生1358 - 1
"	秦慎吾	新居浜市萩生11 - 2
"	合田有良	新居浜市萩生1408 - 3
"	塩崎誠逸	新居浜市萩生1000
"	福田満壽夫	新居浜市萩生491
"	神野鉄治	新居浜市大生院514
"	加藤弘司	新居浜市大生院470 - 2
監事	森賀直文	新居浜市萩生1412 - 3
"	真鍋篤俊	新居浜市萩生1347

監事	上路健一	西条市樋之口126番地
"	桑原敬宜	西条市新田228番地の5

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤田讓	西条市樋之口456番地の8
"	川又則昭	西条市樋之口456番地の3
"	小山真吾	西条市港363番地
"	田坂新吾	西条市樋之口147番地の5
"	築山富市	西条市市塚64番地
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	青木徹	西条市古川甲25番地の3
監事	上路健一	西条市樋之口126番地
"	山地啓三	西条市古川甲222番地

○愛媛県告示第694号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市小松町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	渡邊彰	西条市小松町南川甲119番地2

○愛媛県告示第695号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、西条市港新地土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

就任

役員の種類	氏名	住所
理事	川又則昭	西条市樋之口456番地の3
"	小山真吾	西条市港363番地
"	築山富市	西条市市塚64番地
"	越智易孝	西条市樋之口109番地
"	青木徹	西条市古川甲25番地の3
"	田坂新吾	西条市樋之口147番地の5
"	山地啓三	西条市古川甲222番地

○愛媛県告示第696号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市松神子土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第697号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市港新地土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第698号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市飯岡土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第699号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、新居浜市萩生土地改良区の定款の変更を認可した。

令和3年5月21日

愛媛県東予地方局長 末永洋一

○愛媛県告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和3年5月21日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	壬生川新居浜野田線	西条市北条1600番1地先から 同市北条1600番4地先まで	旧	メートル 5.4～6.9	キロメートル 0.020	
		西条市北条1600番1から 同市北条1600番4まで	新	6.9～7.0	0.020	

"	壬生川丹原線	西条市北条1600番9地先から 同市北条1600番1地先まで	旧	16.6~24.5	0.026	
		西条市北条1600番9から 同市北条1600番1まで	新	17.0~25.4	0.026	

○愛媛県告示第701号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月21日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第6号 令和3年5月12日	伊予郡松前町大字上高柳字永田314番1、314番4	伊予郡松前町大字出作589番地7 株式会社S・GLASS

○愛媛県告示第702号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和3年5月21日

愛媛県中予地方局長 高橋敏彦

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
3中局建（開）第7号 令和3年5月12日	伊予郡松前町大字昌農内字東林寺276番1	松山市土居田町219番地5 インベリアル土居田南101号 野元 義宏 野元 小百合

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第7号

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年5月21日

愛媛県公安委員会委員長 曾我部 謙 一

愛媛県警察組織規則の一部を改正する規則

愛媛県警察組織規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（地域課）</p> <p>第34条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 省略</p> <p>（警備課）</p> <p>第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 警察用航空機の運用に関すること。</p> <p>(9) 省略</p>	<p>（地域課）</p> <p>第34条 地域課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>(7) 警察用航空機の運用に関すること。</p> <p>(8) 省略</p> <p>（警備課）</p> <p>第54条 警備課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>(8) 省略</p> <p>（航空隊）</p> <p>第69条 地域課に、愛媛県警察航空隊（以下「航空隊」という。）を附置する。</p> <p>2 航空隊は、第34条第7号の事務をつかさどる。</p> <p>3 航空隊に、隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。</p>

(自動車警ら隊)

第69条 省略

2 自動車警ら隊は、第34条第7号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(災害対策室)

第77条の4 省略

2 災害対策室は、第54条第4号から第9号までの事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。

3・4 省略

(航空隊)

第77条の5 警備課に、愛媛県警察航空隊(以下「航空隊」という。)を附置する。

2 航空隊は、第54条第8号の事務をつかさどる。

3 航空隊に、隊長を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

4 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

4 隊長は、上司の命を受け、航空隊の事務を掌理し、部下職員を指揮監督する。

(自動車警ら隊)

第69条の2 省略

2 自動車警ら隊は、第34条第8号の事務をつかさどる。

3・4 省略

(災害対策室)

第77条の4 省略

2 災害対策室は、第54条第4号から第8号までの事務のうち災害警備その他災害対策に関する事務をつかさどる。

3・4 省略

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。